

白百合会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、白百合会 と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、専門職業人として研鑽に勤め、母校の発展に寄与し、創立の精神に基づき社会に貢献することを目的とする。

(所在地)

この団体を次の所在地に置く。

第3条 〒733-0033 広島県広島市西区観音本町一丁目1番1号
広島市医師会看護専門学校内に置く。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 母校との連携及び協力に関すること
- (2) 会員名簿の整理に関すること
- (3) 会員相互の親睦のための事業に関すること
- (4) その他、本会の目的を達成するための事業

第2章 会 員・会 費

(会員)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

広島市医師会看護専門学校 医療専門課程の卒業生

(会費)

第6条 本会は、入会の際に会費を徴収する。

- 2 会員は、入会金（終身会費）として卒業時に定められた額を納付しなければならない。
- 3 会費を納入していない者は会員としての権利を行使できない。
- 4 本会の目的を達成するために、役員会の承認を得て特別会費を徴収することができる。
- 5 納入された会費については、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第3章 役員

(役員)

第7条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 顧 問 若干名
- (2) 理 事 若干名

- (3) 会 長 1 名
- (4) 副会長 2 名
- (5) 会 計 2 名（うち、1 名は広島市医師会看護専門学校職員とする）
- (6) 評議員 各回生 2 名程度

※本会の財産の保管を、安全・確実にするため広島市医師会看護専門学校に委託することができる。

※書記については、学校がその任を担うこととする。

(職務)

第 8 条 役員は次の職務を行う。

- (1) 顧 問 役員会の構成員として同窓会の運営にあたる。
- (2) 理 事 役員会の構成員として同窓会の運営にあたる。
- (3) 会 長 本会を代表し、総会及び役員会を総括する。
- (4) 副会長 会長の補佐及び、会長に事故あるときはその代理を務める。
各年度の会計監査を行う。
- (5) 会 計 本会の会計全般を担当する。
- (6) 評議員 会務に参画する。

(選出)

第 9 条 役員は以下の方法により選出する。

- (1) 顧問・理事・会長・副会長・会計
総会において会員の中から選出する。（翌年 4 月 1 日以降就任）
- (2) 評議員
各回生卒業時に、医療専門課程教務課長の推薦により 5 名決定する。

(任期)

第 10 条 役員の任期は 3 年とする。

- 2 任期が終了しても後任が就任するまでは、職務を継続するものとする。
- 3 途中で就任した役員は、前任者の残任期間を任期とする。

(顧問)

第 11 条 本会に顧問をおくことができる。

第 4 章 会議

(会議種別)

第 12 条 本会の会議は総会と役員会とする。

(役員会)

第 13 条 役員会は顧問、理事、会長、副会長、会計及び各回生評議員で構成する。

- 2 会長は毎年 1 回以上役員会を招集し、その議長となる。
- 3 会長は必要に応じて臨時に役員会を招集することができる。

- 4 可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 5 役員会は、第4条の目的達成に向けて運営する。

(総会)

第14条 総会は1年に1回開催し、会長がこれを招集する。

- 2 役員会の議決によって臨時総会を開催することができる。
- 3 議長は出席会員の中から選出する。
- 4 総会の議決は出席会員の過半数をもって行う。可否同数の場合は、議長に評決参加権を認める。
- 5 次の事項は役員会の議決を経て、総会によって議決・承認されなければならない。
 - (1) 事業報告及び収支決算に関する事
 - (2) 事業計画及び収支予算に関する事
 - (3) 役員の改選
 - (4) 会則の改廃
 - (5) その他、役員会が総会の議決を必要とする事項

第5章 経費・会計

(経費)

第15条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってまかなう。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

- 2 本会の収支予算・収支決算(監査は事前に行う)は新年度の役員会の議決・承認を受けるものとする。

第6章 雑則

(届け出義務)

第17条 会員は姓名、住所、勤務先等に移動を生じた際には、1カ月以内に本会に届け出なければならない。

(細則)

第18条 役員会の議決によって、別に細則を定めることができる。

(設立年月日)

第19条 本会の設立年月日は昭和49年11月3日とする。

附 則

- 1 この会則は、令和元年11月24日から施行する。
- 2 広島市医師会看護専門学校医療専門課程同窓会規約は廃止する。
- 3 令和6年11月24日一部改正。